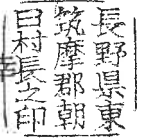


朝日村議会議長 塩原智恵美 様

朝日村長 小林弘幸



行政監査結果報告に基づく村長への提言について(回答)

村政の推進にあたりまして、平素よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和元年8月13日に貴職より提言のありました事項について、下記のとおり回答します。

記

提言事項 1.

条例改正未公布に関わった全職員が「覚えがない」という事実、又関係条例について改正など何回も見直す機会があったにもかかわらず、条例全体を実績と比較するという基本的な行為がされなかったという事実、これらはいずれも法令違反で公務員としての基本的資質が問われる重要な問題である。村長はこうした非常事態を招いた原因を明らかにして再発防止のための組織的対応等を具体化されたい。

回答

本事案の根底にある原因には、組織・人事の硬直化もその一因と判断し、10月1日付の副村長及び課長級5名の人事異動実施により、原因究明・再発防止策検討を進めてきております。

提言事項 2.

今回の条例改正未公布については「課設置条例」に基づく分掌事務の自覚がなくそれぞれの責任が果たせなかったとみえる。行政組織として機能不全に陥っていると思わざるを得ない。至急対応策を講じられたい。

回答

再発防止策として、条例の制定又は改廃について、今まで議会提出まで各業務担当課が行い、議会議決以降の公告式関係事務を業務担当課と例規を担当する総務課で分業していましたが、公告式関係事務一式を総務課が行うことしました。

提言事項 3.

三俣森林公園作業棟の使用料金については小林村長は対応する考えのため、いつどのように対応するか具体策を示されたい。

回答

10月の議会第3回臨時会で既に作業棟条例を制定し直し(三俣森林公園作業棟設備条例)、管理を村直営としました。
尚、利用者からの利用料の差額返還については、返還手続きを示し

た要綱を年内に定め、広く周知する予定です。

提言事項 4.

今回の問題にかかわった一般職員については事実確認が解明されたところであるが、これら職員の任命権者は中村前村長である。中村前村長は特別職でありその責任は極めて重いと云わざるを得ない。前村長からは議会への口頭謝罪(平成31年4月25日)があつたが前村長他関係職員の非違行為をどう取り扱うか、これは前代未聞であり経験のない組織的な事例であることから客観的な判断が求められる。よって第三者数名と行政で構成する「朝日村職員懲戒審査委員会(仮称)」を至急設置し対応することを望む。

回答

行政監査報告書の内容について再検証した結果を整理し、朝日村職員倫理規程による課長会議において原因・関係職員の処分・再発防止策を検討中です。

更に、「原因・関係職員の処分・再発防止策」検討結果について処分の公平を期すため、長野県弁護士会からの推薦弁護士により指導・助言を受け内容を精査してきております。

提言事項 5.

非違行為について「朝日村職員懲戒処分の指針」があるが人事院が示している指針と差異が認められる。今回のような公文書の取り扱いについて昨今問われている中であつて村の指針を精査して完成度を高めるよう対応されたい。

回答

人事院では、平成30年人事院通知により「組織的に行われていると見られる不祥事に対しては、管理監督者の責任を厳正に問う必要があること、また、職務を怠った場合(国家公務員法第82条第1項第2号)も懲戒処分の対象となること」が示されています。

朝日村では人事院と同様に、朝日村懲戒処分指針により「不適正な事務処理により、公務への信頼を著しく損なわせ、又は公務の運営に重大な支障を生じさせた職員」を懲戒処分の対象としております。

提言事項 6.

今回の問題について全職員に情報(行政監査結果報告・議会の提言など)を公開し村が講じる再発防止策についても全職員が共有しないと非違行為は再び起こりうると考えられるため確実に実行されたい。

今後村は様々な困難な課題が山積すると予想される。そのため一刻も早くこの問題に終止符を打ち、本来あるべき正常な姿に戻し村民に信頼される職員として村民サービス提供のために働いていただくことを望む。

回答

処分確定後、今回の事案内容(原因・関係職員の処分・再発防止策)について全職員に共有・徹底してまいります。

その他

村職員の不祥事の防止に向けては、綱紀肅正に関する通知だけでは不十分との認識から、職員一人ひとりが不祥事を人ごととせず、改めて公務員倫理の重要性を深く認識させるため、職員研修及び各職場での職員個人面談を行い、公務外の生活面も含めてきめ細かな指導を徹底するよう努め、不祥事の再発防止に向けて綱紀肅正の徹底に努めてまいります。